

専門家派遣事業の手引き

【登録専門家用】

(公財)長野県産業振興機構(以下「機構」と言います。)では、創業、経営、技術、ISO、販路開拓など、様々な課題を抱える中小企業者等に対し、専門家を企業等へ派遣し、適切な助言等を行う専門家派遣事業を実施しています。

この事業の実施に当たり、企業にアドバイスのできる高い能力と意欲を有する専門家を随時募集しています。

I 公募要領

1 専門家の要件

次の(1)～(3)のうちいずれかに該当する方

- (1) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、建築士、弁理士、司法書士、行政書士、弁護士、販売士、情報処理技術者、技術士、ISO審査員及びHACCP専門講師のいずれかの資格を有する方
- (2) 以下の①、②をいずれも満たす方
 - ① 企業、大学、公的研究機関等の管理者、技術者等として10年以上の実務経験を有する方
 - ② 創業、経営革新、販路開拓、商品開発等の中小企業支援の経験を有する方
- (3) その他、機構が特に必要と認める方

2 専門家名簿への登録

当事業において専門家として活動するためには、機構が作成する「専門家名簿」への事前登録が必要です。登録を希望される場合は、登録依頼書を機構へご提出ください。書類審査のうえ、要件を満たしている場合に名簿へ登録します。

なお、名簿への掲載は、専門家の支援力や助言力を機構が保証するものではありません。機構の登録専門家であることを、名刺やホームページ等でのPRや営業活動に使用することはお控えください。

ルールに反する行為や悪質な行動が認められた場合は、名簿から削除することがあります。

3 登録有効期間及び名簿の公開

専門家の登録有効期間は、西暦の偶数年度期初から翌年度期末までの2年間とします(直近は2026年4月1日から2028年3月31日まで)。

登録申請は随時受け付けていますが、期間途中で登録した場合も、登録満

了日は上記年度期末となります。

登録された名簿は、機構ホームページで公開します。

期間満了後は、あらためて登録手続きが必要です。なお、更新時期が近づきましたら別途ご案内します。

4 専門家の業務

支援希望事業者からの指名や機構からの紹介により、事業者への派遣専門家に指定されましたら、実施計画書を作成し、郵送、持参または電子メールにより機構にご提出いただきます。

その計画書が適切であると機構が判断した場合、計画書に基づいて事業者へのアドバイスを行っていただきます。

5 派遣内容

派遣に当たっての業務内容は以下のとおりです。

- (1) 派遣の対象とする経営課題は、同一年度内において、1企業につき2件を上限とします。
- (2) 小規模事業者枠及び創業者枠については、前項の規定にかかわらず、同一年度内において、1企業につき1件の経営課題に限り派遣を行います。
- (3) 派遣時間は、2時間を1単位とし、1日3単位（6時間）を限度とします。
- (4) 1経営課題に係る専門家派遣の上限は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるとおりです。
 - ア 一般枠：12単位（24時間）
 - イ 成長支援枠：18単位（36時間）
 - ウ 小規模事業者枠：12単位（24時間）
 - エ 創業者枠：9単位（18時間）
- (5) 派遣には、1単位以上のオンライン会議を含むものとします。
- (6) 派遣にあたり、必要に応じて機構職員が立ち会うことがあります。
- (7) 各派遣日の終了後、派遣日から1週間以内を目安に、実施報告書を電子メール又はFAXにて提出してください。
- (8) 全ての派遣終了後は、業務報告書を郵送、持参または電子メールにより提出してください。あわせて、派遣時に使用したレジュメや成果物等を添付してください。

6 派遣経費

派遣に要する経費は、派遣時間1単位（2時間）につき19,800円（税込）とします。

支払は、派遣事業の終了後、企業からの終了報告書および専門家からの業務

報告書の提出を確認したうえで、専門家からの請求に基づき、指定の金融機関口座へ振り込みます。

なお、消費税の適格請求書保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録している場合は、請求書に登録番号を必ず記載してください。

7 禁止事項

次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消します。

- (1) 助言により知り得た秘密事項等を漏えいした場合
- (2) 本事業の目的・内容または登録時に提出する同意書の内容を逸脱する行為を行ったと機構が判断した場合
- (3) 心身の故障により助言業務の遂行が困難であると機構が判断した場合

8 注意事項

- (1) 本事業は、中小企業者等からの要請に基づき実施しています。専門家として登録された場合であっても、必ずしも派遣依頼があるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 派遣実施中の事故等に対する補償はありません。事故等の防止について十分ご注意ください。
- (3) 本事業により得られた全ての成果は、原則として派遣を受けた対象事業者に帰属します。
- (4) 支援により高い効果が認められた案件については、派遣を受けた事業者の了承を得たうえで、事例集への掲載等により広く情報提供する場合があります。
- (5) 支援希望企業との関係が次のいずれかに該当する専門家は派遣しません。なお、派遣決定後に該当が判明した場合は、派遣決定を取り消します。
 - ① 支援希望事業者の役員または社員の身分を有する者
 - ② 支援希望事業者の役員等の4親等以内の親族である者
 - ③ 支援希望事業者の発行済株式総数、出資口数総数または出資価額の50%以上に相当する株式または出資を有する企業に在籍する者
 - ④ 支援希望事業者が、発行済株式総数または出資価額総額の50%以上に相当する株式または出資を有する企業に在籍する者
 - ⑤ 支援希望企業との間で、継続的な診断・助言契約（顧問契約等）を締結している者
- (6) 次のいずれかに該当する場合は派遣しません。
 - ① 専門家の事務所において事業を実施する場合（オンライン会議を除く）
 - ② 派遣要請が、資料等の作成代行（ホームページ作成、就業規則作成等）のみと認められる場合

- ③複数企業を対象とした支援（集団研修等）の場合
- ④その他、機構が支援対象として適当ではないと判断した場合

II. 登録方法

(1) 必要事項の入力

機構ホームページのサブメニュー「専門家派遣事業」内の「専門家登録」を開き、登録要件を確認のうえ、入力フォームに必要事項を入力してください。

U R L : https://www.nice-o.or.jp/senmonka_pre_confirm/

(2) 入力内容確認・送信

入力後、内容を確認してください。入力内容はそのまま「専門家名簿登録依頼書」の様式となりますので、依頼書を印刷またはデータ保存し、その後「登録」をクリックしてください。件名「専門家登録の仮申請について」のメールが届きましたら、仮登録完了です。

※ まだ登録完了ではありません。

(3) 専門家名簿登録依頼書の提出

印刷またはデータ保存した「専門家名簿登録依頼書」に「専門家名簿登録同意書」および次のいずれかの書類を添えて、機構に郵送、持参または電子メールでにより提出してください。

① 1-1-(1)の登録要件を満たす資格を有する方：当該資格の免状等の写し

② 上記以外の方：本人確認書類（運転免許証等）の写し

※詳細は「専門家登録の仮申請について」のメールをご確認ください。

なお、名簿管理のため、ホームページ入力時に顔写真データを登録するか、必要書類提出時に顔写真（データ）を添付してください。顔写真は名簿管理用であり、非公開を希望する場合は公表しません。

登録手続きが完了しましたら、メールにてご連絡します。

【提出先】 〒380-0928 長野県長野市若里一丁目18番1号

公益財団法人長野県産業振興機構 経営支援本部 経営支援部
担当：保科、入江

電話：026-227-5028 FAX：026-227-6086
haken@nice-o.or.jp